

奈良先端科学技術大学院大学学内共同教育研究施設規程

平成16年4月1日

規程第 17 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則第10条第2項に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における学内共同教育研究施設の業務に関し必要な事項を定める。

(遺伝子教育研究センター)

第2条 遺伝子教育研究センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 細胞及び生体機能並びに遺伝子情報の解析における最先端の手法及び技術の積極的な導入並びに独自の方法及び技術の開発に係る研究及び教育に関すること。
- (2) 前号に規定するものに係る先端科学技術研究科の研究及び教育の支援に関すること。
- (3) 研究成果に係る社会貢献に関すること。

(物質科学教育研究センター)

第3条 物質科学教育研究センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 新規な機能物質の設計並びに新素材の合成及び機能解析評価に関する研究及び教育に関すること。
- (2) 前号に規定するものに係る先端科学技術研究科の研究及び教育の支援に関すること。
- (3) 研究成果に係る社会貢献に関すること。

(データ駆動型サイエンス創造センター)

第4条 データ駆動型サイエンス創造センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学が研究を進める上での共通基盤となるデータ駆動型サイエンスの手法の組織的な導入及びそれらの教育研究への展開に関すること。
- (2) データ駆動型サイエンスの手法を用いた研究を展開する国内外の機関との連携に関すること。
- (3) データ駆動型サイエンスの手法を用いた研究成果の社会実装に関すること。

(デジタルグリーンイノベーションセンター)

第5条 デジタルグリーンイノベーションセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 植物及び微生物分野の研究を基盤にデジタル情報技術及び物質・材料科学技術を融合した学際分野としてのデジタルグリーン科学技術の創造並び

にそれらの教育研究への展開に関すること。

(2) デジタルグリーン科学技術を基盤とするバイオエコノミーを推進する文理融合の教育研究に関すること。

(3) デジタルグリーン科学技術に関する国際的な教育研究に関すること。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。